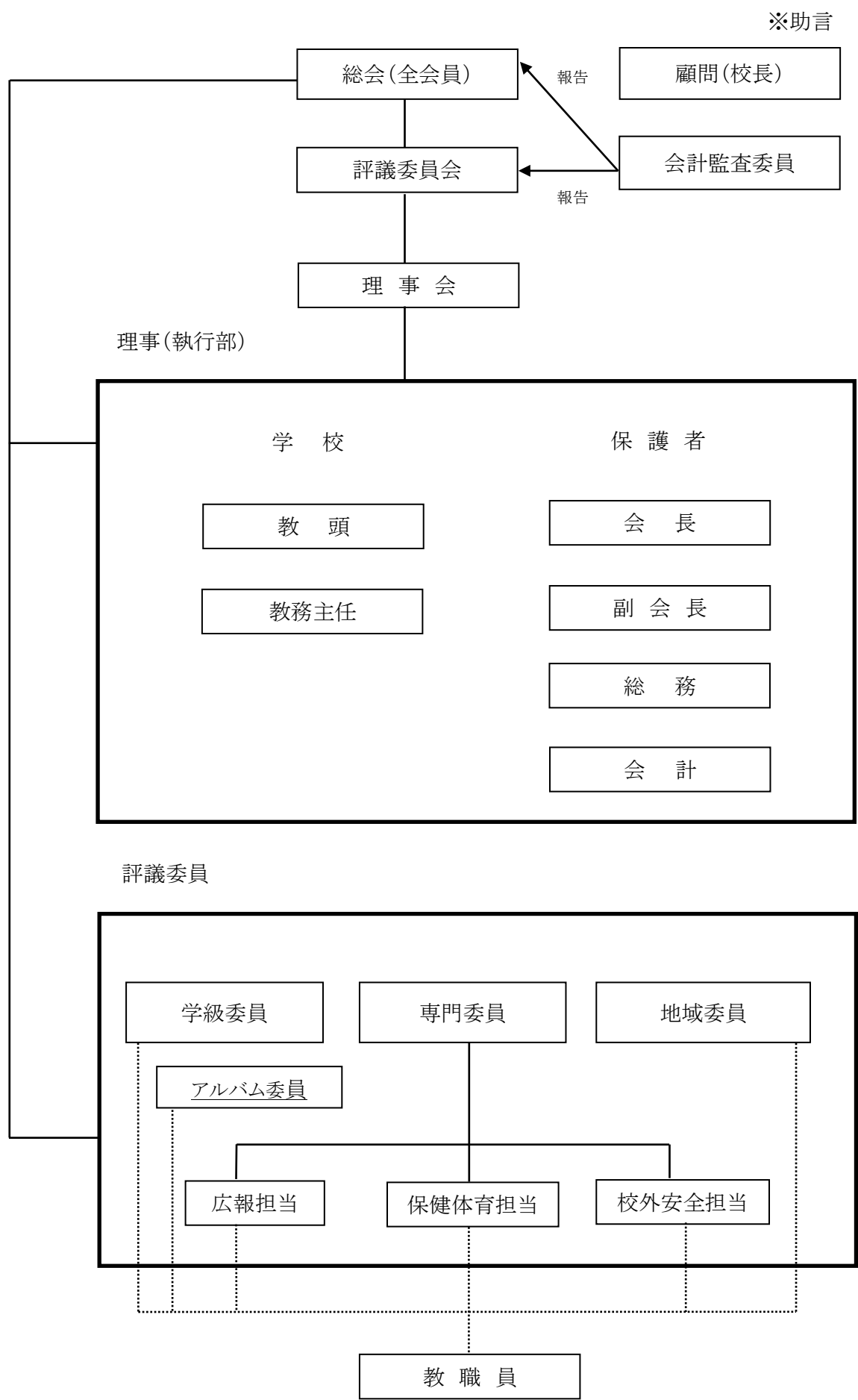


# 大園小学校PTA組織図



# 長崎市立大園小学校PTA会則

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、大園小学校PTAと称し、事務局を大園小学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、本校児童の保護者と教職員が協力し、家庭・学校・社会における児童の健全な成長発展を図るとともに、会員の教養を高め、相互の親睦を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、本校児童の保護者と教職員をもって組織する。

## 第二章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 時代に即応する教育を研究し、理解する。
- 2 学校ならびに地域の教育環境の設備拡充につとめる。
- 3 児童の健康増進を図る。
- 4 児童の生活指導・健全育成並びに、事故防止につとめる。
- 5 会員の研修を深め、教育の向上に努めるとともに相互の親睦を図る。
- 6 児童の健全育成及び福祉のために他の団体及び機関と協力する。
- 7 その他、本会の目的を達成するための必要な活動を行う。

## 第三章 役 員

(役 員)

第5条 本会の役員は、次の通りとする。

- 1 理 事 会 長・副会長・総 務・会 計  
教 頭・教務主任
- 2 評 議 委 員 学級委員・専門委員・地域委員・アルバム委員
- 3 会計監査委員
- 4 顧 問 校 長

(選 出)

第6条 本会の役員の選出は次の通りとする。

- 1 会長1名・副会長若干名・総務2名・会計2名は、会員の中から選出し、総会の承認を得る。（ただし、会計に関しては、例外として、会長が委嘱する場合もある。）  
選出方法は細則による。
- 2 本会の評議委員選出は次の通りとする。
  - (1) 学級委員 各学級から1名
  - (2) 専門委員 各学級から1名程度選出し、協議にて担当を決める。  
(広報担当・保健体育担当・校外安全担当)
  - (3) 地域委員 各学年から1名程度
  - (4) アルバム委員 6年生の各クラスから1名
  - (5) 教頭・教務主任

- 3 会長・副会長・総務及び会計は、評議委員を兼任しない。
- 4 会計監査委員2名は、会員の中から選出する。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とし、後任者が決定するまで、その職に当たるものとする。

(任務)

第8条 本会の役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに理事会の長を兼務する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代理を務める。
- 3 総務は総会・評議委員会等に必要な資料を作成・保存し、各種の会合等についての通知及び報告をする。
- 4 会計は本会全ての収支を正確に記録し、総会において決算報告をする。
- 5 理事は理事会に関する業務を行う。
- 6 評議委員は評議委員会及び学校保健委員会に出席し、審議、協議する。
- 7 教務主任は評議委員会で学年の様子について報告する。
- 8 学級委員、専門委員及び地域委員の任務は細則による。
- 9 会計監査委員は年に2回(11月・4月)監査を行い、総会において監査報告をする。
- 10 顧問は会議等に出席し、助言等を行う。

## 第 四 章 会 議

(会議)

第9条 各会議の構成は、次の通りとする。

- 1 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回以上開催し、形式としては、対面又は書面とする。ただし、会員の過半数または、評議委員の3分の2以上の要請があったときは、臨時に開くことができる。

総会においては、年間事業計画、年間予算、決算及びその他の重要な事項を審議する。

- 2 理事会は理事で構成され、本会の執行機関であり会務を企画運営し、緊急を要する事項は専決処理することができる。ただし、事後、評議委員会に報告しなければならない。
- 3 評議委員会は、総会に次ぐ本会の議決機関であって、理事・評議委員で構成し、理事会が必要と認めたとき、または、理事の3分の1以上の要請があったときに開くことができる。
- 4 クラス役員会は、当該学級または学年に関する事項に関し、クラス役員と担当教職員が必要と認めたときに開く。

(クラス役員とは、各学級より選出された学級委員と各専門委員及び地域委員の総称とする。)

(成立及び議決)

第10条 成立及び議決は次の通りとする。

- 1 対面総会においては、構成員の過半数の出席をもって、会が成立する。ただし、構成員からの委任があった場合は、定足数に加える。

出席者の過半数をもって、議決される。可否同数の時は、議長が決定する。

- 2 書面総会においては、議決権行使書は総会成立案件の出席数に含めるものとし、全会員の3分の1以上の議決権行使書の提出をもって成立とする。

議決権行使書に基づき、その過半数をもって、議決される。

可否同数の時は、否決とする。

## 第 五 章 会 計

(経 費)

第 1 1 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会 費)

第 1 2 条 本会の会費は、総会において定める。

第 1 3 条 本会の会計業務については、会計および会計監査委員が年に 2 回（11 月・4 月）  
会計監査を行い、総会及び評議委員会に報告する。

(会計年度)

第 1 4 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

附 則

(細 則)

第 1 5 条 本会の業務遂行に必要な細則は、評議委員会で決める。

(会則変更)

第 1 6 条 本会則は、総会の議決がなければ改正できない。

(会員の個人情報取扱について)

第 1 7 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については  
「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

施 行

第 1 8 条 本会の会則は、昭和 4 5 年の 5 月から施行する。

|              |              |
|--------------|--------------|
| (改正 昭和54年5月) | (改正 昭和58年5月) |
| (改正 昭和59年5月) | (改正 昭和61年5月) |
| (改正 昭和63年5月) | (改正 平成 6年5月) |
| (改正 平成11年5月) | (改正 平成13年5月) |
| (改正 平成15年5月) | (改正 平成18年5月) |
| (改正 平成21年5月) | (改正 平成23年5月) |
| (改正 平成25年5月) | (改正 平成26年5月) |
| (改正 平成29年3月) | (改正 令和 2年6月) |
| (改正 令和 3年5月) | (改正 令和 6年5月) |
| (改正 令和 7年5月) |              |